

令和5年度職員の懲戒処分等の状況について

処分日	被処分者	処分内容	処分理由
R5. 4. 25	課長級職員	停職5か月間（昇給抑制1号俸）	令和5年4月に所属の女性職員に対し、セクシャルハラスメントとなる体に触る行為を行ったほか、それ以前にも当該職員及び外部の関係者に対し、継続的にセクシャルハラスメントとなる発言等を行った。
R5. 5. 8	課長級職員	減給2か月間、給料月額額の10分の1（昇給抑制1号俸）	長野県観光地域づくり重点支援事業補助金の事務処理の不適正により補助金の一部の1,589,000円が不交付となった。
	部長級職員	減給1か月間、給料月額額の10分の1（昇給抑制1号俸）	課長級職員による長野県観光地域づくり重点支援事業補助金の事務処理の不適正により補助金の一部の1,589,000円が不交付となった件に係る監督責任
R5. 9. 15	課長級職員	免職（退職手当金不支給）	市教育委員会が事務局を務める鳥羽奨学会の資金について、平成30年から令和5年にかけて857万円余を横領した。（処分時は市長部局職員）
R5. 12. 21	会計年度任用職員	戒告	平成27年度の山岳博物館における印刷物の不適切な支出事務手続について、検査調書及び請求書に押印したことにより、大町市財務規則に違反するとともに、当時、管理監督職として、不適切な処理をした部下職員の指揮及び指導が十分に果たされなかった。（処分時は市長部局職員）